

川内原発仮処分決定に関する弁護士声明

東日本大震災・福島原発事故から4周年を迎えた去る3月11日、福井地方裁判所は、高浜原発差止仮処分についての審理を終結し（大飯は続行）、先週14日に歴史的な決定を言い渡した。

一方、4月22日は、アースデー、すなわち地球環境について考える日としてユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の会議で提唱された日である。しかしながら鹿児島地方裁判所は、この重要な日において、川内原発の運転差止仮処分を求める住民らの申立てを却下し、アースデーの趣旨と相反する決定を行った。

同決定は、運転差し止めの要件の判断において、伊方最高裁判決が示した「原発災害は万が一にも起こしてはならない」という法の理念を正しく理解することなく、福島原発事故で原発の甚大な危険性が明白となったにもかかわらず、住民側に高度な危険性の証明を最終的には要求する内容となっており、福島原発事故前の裁判所のあり方に逆戻りするものである。このような危険性立証の高いハードルを住民側に課す裁判所のあり方は、福島原発事故後、厳しい国民からの批判をあびたものであり、現在においても、人権を守る砦としての裁判所に対する国民の期待にこたえる判断だとは、到底いえない。

ただ鹿児島地裁決定も、事実のレベルでは福井地裁の判決・決定と大差ない事実認定をしており、しかも随所で、規制委員会等に対し、より一層の安全対策を求めている。鹿児島地裁は、高名な地震学者たちや、日本火山学会の警告にもかかわらず、規制委員会が作成した新規制基準を「不合理」と明言することを躊躇したものの、新規制基準が原発の安全性を確保するに足りないことは、同地裁も正面からは否定していない。

福井地裁による、大飯原発の差し止めを命じた判決や高浜原発の差し止めを命じた仮処分決定の意義は依然として大きいものであり、高浜原発仮処分決定については、国民の6割以上が支持するとの調査結果が報告されている。当弁護士団は大飯原発差止訴訟（本訴）の控訴審においても、原判決を守り抜き、脱原発への動きを加速すべく、全力を尽くす所存である。

2015年4月23日

大飯原発差止訴訟・福井弁護士団

団長 佐藤 辰弥